

国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 資金運用管理にあたっての基本方針 (運用の対象)</p> <p>第4条 運用対象は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 準用通則法第47条各号に掲げるもの</p> <p>(2) 貯金又は決済用(為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの)の外貨建ての預金</p> <p>(3) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券(ただし、当該債券の長期債格付又は当該債券の発行体格付が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)のうち少なくとも一の法人において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。)</p> <p>(4) 社債券(第1号に規定するものを除く。)(株式・為替等のデリバティブ付債券(仕組債)を除く。また、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも一の法人において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。)</p> <p>(5) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの(コマーシャルペーパー)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 資金運用管理にあたっての基本方針 (削る)</p>	

<p><u>(ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、いずれの信用格付業者においても a-3 相当以下の格付がないものに限る。)</u></p> <p>(運用の方法)</p> <p><u>第5条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第1項第3号に規定する債券を除く。）以外の債券等を取得する場合、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額(第3条第1項本文に規定する業務上の余裕金の総額をいう。以下同じ。)の2割を超えないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(運用の方法)</p> <p><u>第4条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、第1条に掲げる運用の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。</u></p> <p>第2章 運用資産構成</p> <p>(基本ポートフォリオ)</p> <p><u>第5条 本学は、第1条に掲げる運用の目的を達成するため、中長期観点から運用対象資産のうち、法第34条の3第2項に規定する業務上の余裕金の運用について、基本ポートフォリオを次のとおり策定する。</u></p> <p><u>(1) 円貨建の債券（日本国債を除く。）、金銭信託、投信信託等については、5割以下とする。</u></p> <p><u>(2) 外貨建の預金、債券、金銭信託及び投資信託については、5割以下とする。</u></p> <p><u>(3) 金銭信託（委託運用を含む。）及び投資信託については、2割以下とする。</u></p> <p><u>2 基本ポートフォリオは、安全性に配慮し、効果的で柔軟な運用を行うため、必要に応じ適時検証し、随時見直すこととする。</u></p> <p>第3章 自家運用</p> <p>(運用の対象)</p>	
--	--	--

第6条 運用対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 準用通則法第47条各号に掲げるもの
- (2) 貯金又は外貨建の預金
- (3) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券
- (4) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの(ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)のうち少なくとも一の法人において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。)
- (5) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの(コマーシャルペーパー)(ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においてもa-3相当以下の格付がないものに限る。)
- (6) 金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であり、当該投資信託又は外国投資信託の対象が準用通則法第47条第1号に掲げる有価証券又は第2号から第8号までの有価証券等であるもの
- (7) 金融商品取引法第2条第1項第11号に規定する投資信託

	<p><u>及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）</u></p> <p><u>(8) 金融商品取引法第2条第1項第17号に規定する外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同項第1号から第5号、第12号及び第15号に掲げる証券又は証書の性質を有するものであり、かつ、外貨建のもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券を発行する発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「AA」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）</u></p> <p><u>2 預金の預託機関の格付及び外貨の種別については、別に定める。</u></p> <p><u>(集中投資の回避)</u></p> <p><u>第7条 運用に当たっては、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等（前条第3号から第8号までに規定するものをいう。以下同じ。）を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額の2割を超えないものとする。</u></p> <p><u>(投資信託の取得時における留意事項)</u></p> <p><u>第8条 第6条第6号（同条第7号のうち、第6号に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券の性質を有するものを含む。）の運用を行う場合には、そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応をするものとする。</u></p>	
--	--	--

(新設)

(新設)

<p>(取得債券等格下げ時の対応)</p> <p><u>第6条</u> 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後に別に定めるいずれの信用格付業者による格付も A 格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに <u>第9条</u> に規定する資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。ただし、保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額の 2 割を超えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第2章 運用資産構成</u></p> <p><u>第7条</u> <u>第5条</u>に規定する場合において、当該債券等への投資額は、<u>余裕金総額の 5 割以下とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取得債券等格下げ時の対応)</p> <p><u>第9条</u> 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券で、取得後に別に定めるいずれの信用格付業者による格付も A 格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに <u>第16条</u> に規定する資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる <u>ものとする。</u>ただし、保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、余裕金総額の 2 割を超えないものとする。</p> <p><u>(デリバティブ取引の留意事項)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引等 (デリバティブ取引) の取扱いについて、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ (売りヘッジ) 、又は原資産の一時的な代替 (買いヘッジ) を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないものとする。</u></p> <p><u>第4章 委託運用</u></p> <p><u>(受託者責任)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>本学は、受託機関に対して、本学の資金運用管理に当たり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる本学の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(ガイドラインの提示と遵守)</u></p> <p><u>第12条</u> <u>本学は、この規程及び運用対象資産等に関する事項等を定めた運用ガイドラインを受託機関に提示し、受託機関はこれを遵守する。</u></p> <p><u>(運用の対象)</u></p>	
---	---	--

<p>(新設)</p> <p>第3章 運用管理体制等</p> <p>(運用の評価)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(資金運用管理委員会)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(資金の運用)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(資金運用計画)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(運用報告)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(倫理規程)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(見直し)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別紙様式第1号(第11条関係)</p> <p>[別紙参照]</p>	<p>第13条 委託運用での運用対象は、第6条第2号から第8号までに掲げるものとする。</p> <p>2 取得債券の格下げ時の対応は、第9条の規定を準用する。</p> <p>(運用状況の報告)</p> <p>第14条 本学は、受託機関から半期ごとに運用状況に関する報告を受けるものとする。</p> <p>第5章 運用管理体制等</p> <p>(運用の評価)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(資金運用管理委員会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(資金の運用)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(資金運用計画)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(運用報告)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(倫理規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(見直し)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>別紙様式第1号(第18条関係)</p> <p>[別紙参照]</p>	
---	--	--

別紙様式第2号(第12条関係) [別紙参照]	別紙様式第2号(第19条関係) [別紙参照]	
---------------------------	---------------------------	--

附 則(平成30年7月2日経規程第34号)  
この規程は、平成30年7月2日から施行する。

〇〇年度 資金運用計画表

(単位：千円)

区分	前期	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計	
前月からの繰越額 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余裕金 (C=A+B)					0				0				0				0	0
運用資金 (D=1+2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 短期運用 (1年未満の預金等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
③ 多摩5大学共同運用					0				0				0				0	0
2 長期運用 (1年以上の債券等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
法34条の3 (寄附金等分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準用通則法47条分 (運営費等分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引残高 (E=C-D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用率 (D/C)																		
財務収益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息					0				0				0				0	0
その他 (有価証券売却益等)					0				0				0				0	0

※1 本様式は、規則等制定及び改廃手続規程第3条第2項第4号を適用し、事項の追加又は削除などの軽微な修正を行うことができる。  
 ※2 外貨建運用については、元本は換金時の円価額、利息等は平均原価法により積算された円価額とする。



平成〇〇年度 資金運用計画表

(単位：千円)

区分	前期	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計	
前月からの繰越額 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余裕金 (C=A+B)					0				0				0				0	0
運用資金 (D=1+2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 短期運用 (1年未満の預金等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
③ 多摩5大学共同運用					0				0				0				0	0
2 長期運用 (1年以上の債券等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
法34条の3 (寄附金分) 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準用通則法47条分 (運営費等分) 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引残高 (E=C-D)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用率 (D/C)																		
財務収益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息					0				0				0				0	0
その他 (有価証券売却益等)					0				0				0				0	0

※1 本様式は、規則等制定及び改廃手続規程第3条第2項第4号を適用し、事項の追加又は削除などの軽微な修正を行うことができる。

※2 外貨建運用については、元本は換金時の円価額、利息等は平均原価法により積算された円価額とする。

〇〇年度 資金運用実績表

(単位：千円)

区分	前期	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計	
前月からの繰越額 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余裕金 (C=A+B)					0				0				0				0	0
運用資金 (D=1+2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 短期運用 (1年未満の預金等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
③ 多摩5大学共同運用					0				0				0				0	0
2 長期運用 (1年以上の債券等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金等分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
法34条の3 (寄附金等分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準用通則法47条分 (運営費等分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引残高 (E=C-D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用率 (D/C)																		
財務収益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息					0				0				0				0	0
その他 (有価証券売却益等)					0				0				0				0	0

※1 本様式は、規則等制定及び改廃手続規程第3条第2項第4号を適用し、事項の追加又は削除などの軽微な修正を行うことができる。

※2 外貨建運用については、元本は換金時の円価額、利息等は平均原価法により積算された円価額とする。

平成〇〇年度 資金運用実績表

(単位：千円)

区分	前期	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	3月	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	1月	2月	3月	小計	
前月からの繰越額 (A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支差額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余裕金 (C=A+B)					0				0				0				0	0
運用資金 (D=1+2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 短期運用 (1年未満の預金等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
③ 多摩5大学共同運用					0				0				0				0	0
2 長期運用 (1年以上の債券等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 前年度継続分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
② 今年度開始分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法34条の3 (寄附金分)					0				0				0				0	0
準用通則法47条分 (運営費等分)					0				0				0				0	0
法34条の3 (寄附金分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準用通則法47条分 (運営費等分) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引残高 (E=C-D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用率 (D/C)																		
財務収益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息					0				0				0				0	0
その他 (有価証券売却益等)					0				0				0				0	0

※1 本様式は、規則等制定及び改廃手続規程第3条第2項第4号を適用し、事項の追加又は削除などの軽微な修正を行うことができる。

※2 外貨建運用については、元本は換金時の円価額、利息等は平均原価法により積算された円価額とする。